

朝鮮軍特參指第一二號

朝鮮軍特參指第一二號ニ基ク參謀長指示

釜山到着時ヨリ港灣出発迄ノ軍隊ノ

待機乗船順位ノ決定及乗船ノ指道等

等ハ釜山輸送統制官之ヲ以テ處ス

三各輸送船ニハ努メテ衛生部員及衛生

材料ヲ搭載シ船内ニ於ケル救護及

防疫ニ遺憾ナカラシムルモノトス

三軍隊ノ乗船人員ニシテ乗船定員ニ

充タサルトキハ一般邦人歸還者ヲ

乗船セシム

四建制ヲ保持シ艦内及隊單位毎

ニ乗船名簿(英文三通、日文二通)ヲ

左記様式ニ依リ調製シ置キ乗船前

現地米軍ニ交付シ部隊ノ人名表順ニ

昭和十七、四(添録)

②

整理スルモノトス

陸軍

米軍ハ各人毎ニ呼名點檢ノ後乘船セシム

番号

官

年級

氏

名

五、歸還部隊ノ携行シ得ル物品金銭左ノ如ク

人物
口
口

ノ復員業務ニ必要ナル物品

一、業務用帳簿及書類

二、事務用品及醫療藥品

但シ醫療藥品ハ上陸地迄、必要分トス

口、各人宛十日分ノ糧食尙餘残アラハ

更ニ携行シ得ルコトヲ得

携行法ハ各人部隊携行何レニモ可ナリ

之ヲ爲自動車ヲ使用シ軍隊ト共ニ乘リ

昭和十七、四(奉天納)

0197

3

陸軍	棧橋ヨリ進入スルコトヲ得	ハ私物(兵器、彈藥ヲ除ク)	一 下士官以下ハ自ら携帶シ得ル範圍	トシ將校ハ左記ニ據ルモノトス	左記	軍用手荷物一個ノ外	將官 手荷物 二個	佐尉官 手荷物 一個	但シ右手荷物ノ内容品ハ私物品ニ限ル	註 下士官以下ノ自ら携帶シ得ル荷物 トハ左ノ品目トス ニシテ着用手 一 袷服	帽子ニ軍衣ニ軍袴ニ上衣ニ	外套一、雨外被一、卷脚絆ニ襪絆ニ	袴下ニ、編上靴一、作業衣ニ、作業袴ニ
----	--------------	---------------	-------------------	----------------	----	-----------	-----------	------------	-------------------	---	--------------	------------------	--------------------

昭和十七、四(添附)

0198

水筒

帶革一、地下足袋二、手袋一、靴下二	二装具 <small>水筒一</small>	飯盒一、行李一、鏡一、歯ブラシ一	髪刺一、髪刺又一、タース、化粧石鹸一	石鹸一、髪刺石毛一、毛布二	公用行李 <small>(將校行李)</small> 一、歯磨粉一	髪利用石鹸又ハタリーム一	金、真鍮、備前、將校用、下、手、袋	雜貨	万年筆一、鉛筆三、便箋一、インク一	諸物 <small>(下物雜貨)</small> 、コロンク一、グロス	サウナ、タバコ、煙草、ニホール	葉巻一箱、貯金筒帳	婦人衣類、洗面、湯、又時計	寫真、杖、眼鏡等、八米、兵個人飲
-------------------	------------------------	------------------	--------------------	---------------	-----------------------------------	--------------	------------------------------	----	-------------------	-------------------------------------	-----------------	-----------	---------------	------------------

陸軍

昭和十七、四(添付)

0199

⑤

陸	軍	欠スルモノナリ	一 軍刀ハ各部隊毎ニ英文ニテ連名 簿ヲ作製シ乗船前米軍ニ交付ス 尚各人毎ニ日米兩軍ノ送付先鉄 道線名駅名住所姓名ヲ記入シ タル名札ヲ附スルモノトス 指揮刀ノ携行モ米軍ハ認メラス 二 金銭 一 内地携行金額 一 公金 一切ノ携行ヲ認メズ左記様式 ニ依リ調書五通 (英文三通 日文二通) ヲ作製シ英文調書三通ニ金 添ハ乗船時埠頭代表者所屬 令任了ニ返納シ受領記ヲ徴
---	---	---------	---

昭和十七、四(奉監納)

0200

6

及ルモノトシ曰文通ハ前記分任		陸軍
ヲ通シ朝鮮軍管已經理部提出		
スルモノトス		
金額	貸金交付記録部署名	摘要
左記	分任官氏名	
① 私人金(含) 將校以下内地携行歸還之得ル ② 一般私金		
將校	五〇〇系以下	
下士官、兵	二〇〇系以下	
軍属ハ階級相當額トス		
紙幣ハ内地紙幣トシ止ムヲ得		
ハ朝鮮紙幣ヲ携行ス可トヲ得		
(2) 陸軍前記 本以外金(含) 金額中在記前渡 退職金等ハ其ノ範圍外ニテ之ヲ分任官ニ返付 尙金戻入限度額以内ト夫ノ事部員 スルモノトス		

昭和十七(奉天納)

0201

8

陸軍

前渡資金戻入限度額内ニ於テモ

眞ニ自己携行現金タルヲ要シ一月

日調ヲ標準トス(他人ヨリノ持歸委

目其地等ヲ一切許サス

前項限度額ヲ超過スル私金額

ノ携行ニ就テハ各部隊毎ニ取纏

メ左記様式ニ依リ調書五通(妻

三通(日文二通)ヲ依數携行シ公金

ニ準シ取扱フモノトス

所属部隊	金額	官等級	氏名

三 埠頭代表者所属分任ヨリ各部

隊ヨリ返納ヲ受ケタル金額ヲ米

軍ニ引渡シ其ノ受領證ヲ徴シ

昭和十七(奉監納)

0203

9

陸軍

四道ヲモトス

(四) 有價證券カ、携行ニ便シテハ輸送
許可ノ手續キヲ要スルモトス

六、部隊ハ乘船直前米軍ニ引渡シテ
要スヘキ武器軍需品等ヲ大田ニ
於テ引継クモトス

七、米軍、警備隊、通過進入ハ統制
官ヨリ米軍ニ豫報ニ支障ナカラシム
之カ爲 部隊ハ豫メ先発者ヲ
釜山ニ先遣シ通過進入時機ヲ
通報シテ進マヘシ

又通過時刻進入路等ハ極ニ変更
セサルモノトス

八、内地歸還部隊ハ内地港灣ニ於テ

昭和十七、四(奉監納)

0204

陸軍

十一、前項残置人員ノ引上給ニ其ノ復

員ニ就テハ軍管司令部ニ於テ處理ス

十二、其他

一、部隊到着ト乗船ノ間、間隙

死節時ナカラシムルモノトス

二、輸送指揮官ハ米軍警備隊

進入前確實ニ人員携行物件

ノ検査ヲ実施スルモノトス

三、日、丸旗ハ携行セサルモノトス

四、靴其他現金ヲ隠匿スル者

アリ又米軍ハ貨幣ヲ知ラス

五十銭ヲ五十圓ト間違ヘル者

アリ注意ヲ要ス

五、米軍ノ検査ハ將校以下願ハ

昭和十七、四(奉密納)

0206

朝鮮軍特命第六號

朝鮮軍管區命令

十月十八日
大田



一、軍八大田ニ集結シテハ、憲兵ヲ内地ニ歸還復員セシムルニ付、

二、朝鮮憲兵隊司令官ハ、別紙第一ノ人員ヲ殘

置シ、其地ノ憲兵ヲ内地ニ歸還復員セシム

ルニ付、

歸還輸送ニ關シテハ、別紙第二輸送概見表

ニ據ルベシ

三 軍輸送班ハ前項輸送ヲ計畫處理スベシ
四 細項ニ關シテハ參謀長ヲシテ指示セシム

朝鮮軍管區司令官 上月良夫

下達法

印刷交付

配布區分

憲司

京連

釜連

參補

部及各部

0209

殘置人員表

官等級	氏名	官等級	氏名
陸軍少將	高地茂都	陸軍憲兵大佐	磯部幸助
陸軍憲兵大佐	日黒茂臣	同 中佐	幾島作二
同 中佐	川江正敏	同	小林繁雄
同	永野親彦	同 少佐	土井芳雄
同 少佐	小村恒一	同	元廣 實
陸軍主計少佐	大木英男	同	種渡光次
陸軍憲兵大尉	伊藤和三郎	同	船川常吉
		同 大尉	石神幸男
		同 大尉	野田武彦

後發人員表

將校(在) 下士官 兵 計

九 一六 八 三三

備考
 一 本人員ハ各地區隊部隊出發後於ケル殘務整理ニ任ジタル後歸還スルモノトス
 二 歸還ニ關スル輸送ハ別ニ計畫ス

備考
 一 右ノ外右殘置人員ニ對スル庶務・自衛・給養等ノ爲將校一主計准尉・下士官兵ニ六ヲ殘置ス
 二 本表ノ外指名追加セラルルコトアリ

別紙第二

田	大	駅 發	輸送概見表
山	釜	駅 着	
1560		員 人	
		号 番 車 列	
<hr/> 21日		日 出	
<hr/> 22日		時 釜	
<hr/> 22日		到 釜 着 山	
		乗 釜 船 山	
		摘	
		要	

0211